

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

138

医療安全事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策	2	地域医療・健康危機管理体制の充実
取組方針	2	安心安全な医療体制の構築

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	○
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	衛生費		
	項	保健衛生費		
	目	保健所費		
	大事業	保健所事業		
中事業	医療安全事業			

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	総務企画課	山田原尚生 488-5108
事業実施の根拠法令	医療法第6条の11		関連課			

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	和歌山市において、患者やその家族の苦情に対応し、または相談に応じるため、医療安全相談事業を行う。		医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者、市民に対して医療安全に関する助言及び情報提供を行っている。また立入検査は医療機関等に対して直接的には医療法及び関係法令を遵守させることにあるが、それにより医療内容の向上に資する目的のため実施している。			
事業内容	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	
	質の高い医療サービスを提供できるように医療機関等を指導した。	和歌山市保健所内に医療安全相談窓口を設置し、医療機関等への苦情の受付及び該当機関等への指導を行う。病院には年1回定期的に立入検査を実施する。医療安全相談担当者に対する研修への参加。	和歌山市保健所内に医療安全相談窓口を設置し、医療機関等への苦情の受付及び該当機関等への指導を行う。病院には年1回定期的に立入検査を実施する。医療安全相談担当者に対する研修への参加。	和歌山市保健所内に医療安全相談窓口を設置し、医療機関等への苦情の受付及び該当機関等への指導を行う。病院には年1回定期的に立入検査を実施する。医療安全相談担当者に対する研修への参加。	和歌山市保健所内に医療安全相談窓口を設置し、医療機関等への苦情の受付及び該当機関等への指導を行う。病院には年1回定期的に立入検査を実施する。医療安全相談担当者に対する研修への参加。	

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	112	102	195	161	200	96	193	0	0	0
伸び率(%)	67.2%	30.8%	74.1%	57.8%	2.6%	△40.4%	△3.5%	△100%	△100%	0%
人件費	正規職員	11,829	12,548	12,243	12,404	13,775	11,466	9,635	0	0
	正規職員以外	897	1,290	988	988	1,125	1,309	1,825	0	0
	小計	12,726	13,838	13,231	13,392	14,900	12,775	11,460	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,052	0	1,222	0	1,287	0	1,530	0	0	0
一般財源(税等)	△940	102	△1,027	161	△1,087	96	△1,337	0	0	0
所要人数(人)	正規職員	1.48	1.57	1.52	1.54	1.73	1.44	1.21	0.00	0.00
	正規職員以外	0.57	0.82	0.61	0.61	0.61	0.71	0.99	0.00	0.00
主な予算内訳	管外出張旅費66千円、消耗品費59千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
立入件数		件	目標値					
			実績値	189	182	158		
			達成度(%)	0%	0%	%	%	%
研修参加回数		回	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	5	1	1		
			達成度(%)	300%	0%	%	%	%
相談件数		件	目標値					
			実績値	172	159	216		
			達成度(%)	0%	0%	%	%	%
成果指標			目標値					
			実績値					
			達成度(%)					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	当事業は医療法第6条の1第1項に努力義務として位置付けられている。@医療相談事業は、患者やその家族の苦情に対応し、または、相談に応ずるための事業であり、本事業の必要性の観点から概ね妥当であると思われる。
見直し・改善内容	市民のニーズに応じるため、今後も相談員の研修を行いその資質向上を図る。@有床診療所についても、定期的な立入検査を実施する。